

世界政治の構造変動

4

市民運動

◆
坂本義和
編

岩波書店

の差異を過大視する理論に批判を加えている。

また第五の木宮論文「韓国の民主化運動」は、一見一国に限定されたように見える韓国の民主化運動が、単に一国内の政治的民主化を指向しただけではなく、民主化を制約する冷戦構造や、国際分業体制の一環をなす社会経済構造を克服しようとした運動であり、まさにそうすることによって韓国の民主化に重要な役割を果したことを実証する。その際著者は、経済発展自体が自動的に民主化をもたらしたのではなく、民主化を制約する構造の変革に取り組み、他の途上国の民衆との連携を模索する運動があつて民主化がもたらされた点を強調している。

冷戦構造に挑戦する市民運動として大きな役割を演じたのは平和運動であった。最後のヤング論文「平和運動—欧米での変動過程」は、核戦争の脅威に対抗するために、主権国家体系や既存の政党政治に挑戦しつつ国境を超えて形成された平和運動が、世界政治のなかで占める位置を考察する。平和運動は、多くの問題、限界、曖昧さをはらみながらも、とくに一九八〇年代の欧米で、市民の直接参加型民主主義を指向して「非核自治体」を活性化した。他方、国家と東西分断を超えた「非核ヨーロッパ」を指向し、東欧の非公認平和グループとの連携を実現した。環境、非暴力などの運動との相乗作用の効果は大きく、とくに女性の平和運動が新しいパラダイムを示したことに著者は注目している。平和運動もまた、市民を主体とする世界的な構造変動の動因の一つであった。

*

*

*

とを考えた。本書が批判的視点に立つことには、この背景もあった。

しかし、その後冷戦の終わりが始まり、世界政治の現実そのものが、既成の国際政治理論に先行して変動を開始した。それは、冷戦構造は可変的であるという私たちの考え方を裏付けるものだったが、その変化自体が、私たちにも新しい知的挑戦の意味をもつものとなつた。そこで、私たちの課題も、もはや単に権力政治論批判だけではなく、この地球的な変化を批判的に認識し、より基本的な世界政治の構造変動を解明することへと分析を深める作業となつた。これが本書の課題であることは上述した通りである。

このような経緯で、企画の再構成が必要になり、主題によっては論文の再構成が必要になり、また新たな執筆者に参加依頼を行なつたこともあるって、刊行に至るまでにかなりの時間がかかってしまった。そのために、早い時期に脱稿された執筆者には、再度の加筆や新たな執筆など、大きな負担をおかけする結果になつたことは、深くお詫びしなければならない。

本書は、通常の記念論文集とはちがつて、私自身が企画グループに加わり、編集責任者になっている。しかし、当初から、遠隔記念論文集という性格も持つていたため、海外からの寄稿は、すべて私と親交のある学者の手になるものから成っている。第2巻のコックス論文以外は、いずれもこの論文集のために執筆されたものである。

編集責任者は私になっているが、もちろんこの企画は、力のこもった論文の各執筆者あるいは翻訳者の温かい協力があって、はじめて可能になつたものである。なかでも、長い時期にわたり、労をいとわず事実上の編集主任の責任を献身的に果されたのは中村研一氏である。また折にふれ同氏を支え激励されたのは、高橋進、藤原帰一の両氏である。ここに、心から感謝の意を表したい。

また、編集作業が遅延を重ねたにもかかわらず、終始私たちへの協力と配慮を惜しまれなかつた岩波書店の安江良

V 韓国の民主化運動

—民主化への移行過程との関連を中心にして—

木宮正史

一 既存研究に関する検討

一九七〇—八〇年代に、従来権威主義体制下にあった多くの中進国、開発途上国において民主化への移行が開始され、ハンチントン(Huntington)の言葉を借りれば、「民主化の第三の波」という現象が現れる⁽¹⁾ことになった。なぜ、どのようにして民主化への移行が開始されたのか、さらに、その展望をどのように評価するのかをめぐり、政治学者たちの新たな取り組みが始まつた。その中でも、民主化研究に最も大きな影響を与えたオドンネルらの共同研究の特徴として次の二点を指摘することができる。第一に、説明する「民主化」の内容を手続き的な意味に限定し、実質的民主化にはあまり言及しないと⁽²⁾いう点である。第二に、社会経済構造、階級構造、国際政治経済構造のような構造的因素を「民主化」の原因としてあまり重視しないと⁽³⁾いう点である。その理由は、「民主化」とは、政治行為者による選択の幅が大きく、構造的拘束によって説明しきれない⁽⁴⁾と判断されているからである。したがつて、「民主化」への移行過程に関しては、構造的決定よりも政治行為者の戦略的選択を重視する。

しかし、このようなマクロな構造的分析を抜きにした「民主化」過程分析に対する批判も提起されている。第一に、

各国によって民主化過程は異なるが、同時期に民主化が起つてゐるという点を考えると、構造的要因を抜きにした説明は説得力がない。第二に、形式的、手続き的なものに限定された現実の「民主化」過程を、批判的に論じるという視点が欠けている。⁽⁵⁾ したがって、構造的要因に対する分析を重視するべきであると主張する。

民主化研究に関する二つの流れは、一九八〇年代韓国における民主化過程に関する分析についても当てはまる。前者の最も洗練された分析として、任赫伯(イム・ヒョクベク; Im, Hyug-Back)の「戦略的選択理論」による分析⁽⁶⁾、また後者の分析として、ブルース・カミングス(Bruce Cumings)による分析⁽⁷⁾を指摘することができる。カミングズは、前者の系列に属するラテンアメリカの「民主化」過程に対する分析が、民主化および民主主義の意味を矮小化していると理論的な批判を加える。そして、韓国の民主化への移行を促進した構造的要因として、アメリカ政府が、韓国市場に対する自由化、開放化の圧力をかける場合、相対的に閉鎖的、自立的な権威主義体制よりも、開放的な民主主義体制の方が、それによつてもたらされるコストを負担し得ると判断した結果、民主化を支持するようになつたことを重視する。前者の任赫伯は、民主化への移行を説明する既存理論のうち、ある特定の社会経済構造や支配的政治文化が、民主主義成立の前提条件になるという構造的決定論を批判し、政治行為者による「戦略的選択」を重視する。具体的には、民主化への移行過程を、権威主義体制内部の強硬派、稳健派、反対運動勢力内部の稳健派、急進派という四者間の「政治力学ゲーム」として分析し、(1) 権威主義体制内部に於いて、稳健派と強硬派との亀裂が顕在化し、前者が後者から独立した独自の政治的基盤をもつこと、(2) 反対運動勢力内部の稳健派が急進派をコントロールして、妥協に向けた一致した行動をとることができること、以上の二つの条件が充足された結果、八七年六月に、体制内 穩健派と 穩健反対勢力との主導によって、大統領直選制を受け入れる形で民主化への移行が開始されたといふ仮説を提示する。

本稿は、以上の二つの分析に触発されたものである。⁽⁸⁾ 筆者は、一方で、韓国を取り巻く構造的条件の変化、例えば、冷戦構造の変化や社会経済構造の変化、階級構造の変化が、民主化への移行の直接的な原因として作用したわけではないと考える。しかし、他方で、こうした構造的条件とは全く無関係に民主化への移行過程を論じることも、不適切であると考える。筆者は、八五年から八九年にかけて韓国に学生として滞在し、民主化への移行の渦中にいたのだが、そこで体験したのは、日一日と目に見える形で、政治体制が変動していくという実感であり、そうした政治変動をもたらした民衆の政治的エネルギーに対する驚きであった。⁽⁹⁾ こうした経験に照らしてみると、民主化過程に対する既存の分析は、民主化への移行をもたらした民衆の政治的エネルギーの歴史的意味を、十分に分析の中に取り込めていないと考へるからである。

二 本稿の課題と分析方法

本稿の課題は、韓国における一九八〇年代の民主化運動と民主化過程との関係を明らかにすることである。ただし、具体的には八七年六月までの民主化への移行の開始までの時期に焦点を絞り、その後の移行の展開過程、さらには定着過程に関しては、分析対象には含めないことにする。では、なぜ、こうした課題を設定する必要があるのか。

結果的に見れば、韓国における民主化への移行は、手続き的なものに過ぎず、全斗煥政権(第五共和国)と盧泰愚政権(第六共和国)との間には、社会全般における大きな構造変動があつたわけではなかつた。また、同時期は、国際関係における脱冷戦への移行期と重なるが、韓国の民主化への移行は、アジア国際関係における脱冷戦への移行に先行して発生したのであり、脱冷戦による国際関係の構造変動が韓国民主化への移行の直接的原因になつたとは言い難い。

い。以上の二点を考慮に入れると、民主化への移行原因を構造的要因に求めないという主張は、一見妥当なよう思われるかもしれない。

しかし、民主化への移行の原動力になつた八〇年代の韓国の民主化運動は、構造的要因と密接に関連していた。なぜならば、民主化運動は、手続き的民主主義を勝ち取ることだけを目的としたものではなく、それ以上に、戦後韓国が置かれた「構造」的条件である、冷戦構造、対外従属構造を「問い合わせる」という民族的課題を担つていたからである。したがって、民主化運動は、「民主」化運動であるとともに、「民衆」運動（民衆生存権の確保）であり、「民族」主義運動（民族統一、民族自主化）でもあった。民主化運動は、八〇年代の展開過程の中で、韓国を取り巻く以上の構造的条件に対する認識視座を大きく変化させた。しかも、そうした民主化運動の構造認識の転換が、市民社会の認識までも変え、民主化への移行過程にも何らかの帰結をもたらしたと考えられる。韓国の民主化過程は、単にアメリカ政府の対韓政策の転換という構造的要因によって一義的に帰結されたものでもなければ、逆に構造が一定の中での権力をめぐる闘争としてだけ展開されたのでもない。それ以上に、体制内部で、運動内部で、そして何よりも体制と運動の間で、韓国に置かれた構造認識をめぐる争いとして、言い換えるならば、民主化、民主主義の実質的内容をめぐる争いとしても展開されたのである。⁽¹⁹⁾ そして、民主化運動の構造認識の変化が、民主化過程の争点自体、さらに、民主化過程のゲームの規則 자체を変えていくことにより、民主化に対する構造的制約も少しずつではあるが変わつていつたのではないか。以上の観点から、民主化過程を捉え直すことによって、「民主化」への移行がなぜ生じたのか、そして、「民主化」によって、何が変わり何が変わらなかつたのかを検証することができると思われる。

では、具体的にどのような構造認識の転換があったのであろうか。筆者は、とくに米韓関係、日韓関係を含む広義の冷戦構造と政治体制との関係、経済構造と政治体制との関係という二つの側面に焦点を当てる。前者は主として韓

国に置かれた冷戦構造による南北分断体制、後者は対外従属経済構造という、「構造」認識と関連する問題である。

韓国の歴代の政治指導者は、権威主義体制を、第一に、南北対峙状況という準戦時体制のもとで、反共体制を維持し、政治的安定を確保するためには、ある程度の民主主義、人権の犠牲はやむを得ないと理由で正統化してきた。さらに、こうした反共体制を強化するためには、何よりも日米両国との政治・軍事・経済的紐帯の強化が最優先されなければならないと考えた。第二に、韓国のような後発国が経済発展を達成していくためには、ある段階までは、分配の要求や自由の要求を抑制し、国家が上から強力に経済発展を達成していかなければならぬという、「先成長・後分配」の所謂「開発独裁」の論理によって正統化しようとしてきた。換言すれば、韓国に置かれた冷戦構造と後発国としての初期条件を与件とする限り、ある程度の民主主義の犠牲はやむを得ないと考えられてきた。もちろん、こうした考え方方に反対する民主化運動が持続的に展開されてきたのも事実であるが、こうした論理は、少なくともかなりの程度国民に受け入れられてきたのである。

しかし、八〇年代の民主化運動は、まさに、こうした権威主義体制を正統化する二つの論理に対する「非正統化」を志向したのであり、これには、上記の二つの「構造」に対する認識視座の転換が大きく作用したと考えられる。たとえ、冷戦構造の制約下にあつたとしても、それが自動的に権威主義体制をもたらすものではない、さらには進んで、そもそも民主主義を制約している冷戦構造を与件とするのではなく、克服対象としていくことによって、民族の自主的な統一を達成していくとする運動が高揚することになった。このように冷戦構造を相対化する視座は、構造的与件としての冷戦構造が韓国民主主義を制約することをもはや許さなくなつたのである。さらに、歴代の権威主義体制とアメリカ政府との関係を歴史的に問い合わせ直し、韓国に民主化に対してもアメリカ政府は抑圧者としての役割を果たしてきたのではないかという疑惑が提起されることになつた。また、開発独裁の論理に関するても、確かに経済発展は達

成されたが、その結果、経済発展の果実が平等に分配されたわけではなく、国内の社会経済的不平等が拡大したという不満が高まり、民衆の生存権が脅かされているという認識が提起されることになった。さらに、経済発展が達成されたにもかかわらず権威主義体制が持続したことは、もはや開発独裁の論理が権威主義体制を正統化することにはならないという批判をもたらすことになった。

三 民主化運動の展開過程

そこで、具体的に八〇年代の韓国における民主化運動の展開過程で、民主化運動を始めとする行為者の構造認識がどのように変化していったのかを、とくに七〇年代における朴正熙(パク・チヨンヒ)政権の維新体制に対する反体制民主化運動⁽¹⁾との比較を念頭に置いた上で、民主化への移行過程との関係を考慮に入れながら、見ていくことにする。

1 民主化の挫折と権威主義体制への回帰(一九七九年—八〇年)

釜山・馬山における民衆蜂起と、それに引き続いだ中央情報部部長金載圭(キム・チエギュ)による朴正熙大統領暗殺を契機として維新体制は崩壊したが、その後の民主化への移行は、当初順調にいくように見えた。⁽¹³⁾平和的な政権交替を速やかに実現させるために、国会内に与野党同数で構成される憲法関係審議特別委員会を設置し、国会主導で新憲法を作ることに、与野党が合意した。しかも、与野党とも権力構造については大統領直選制を主張し、妥協は可能なように見えた。

しかし、民主化への移行過程が進展する背後において、この過程を逆流させる重大な事件が発生していた。それは、

鄭昇和(チョン・スンフ)陸軍参謀総長兼戒厳司令官らが、朴正熙暗殺事件との関連容疑で、銃撃戦の末、逮捕連行されたことである。⁽¹⁴⁾この一二・一二事件は、全斗煥(チョン・ドウファン)国軍保安司令官ら「新軍部」によって主導された一種の軍内クーデターであり、それ以後、新軍部勢力は背後から崔圭夏(チエ・ギュハ)大統領を操り、民主化を押し止めるような一連の政策を打ち出すことになった。政府は、国会主導の改憲作業を非難し、独自の改憲作業に着手したが、その意図する権力構造は二元執政府案という形で、従来の権威主義体制の遺産を残すことを狙つたものであった。

八〇年に入つてから、表面的には、改憲作業をめぐる政府と政党との対立、与党内における内紛、野党内部、および在野運動の一部をも巻き込んだ、次期大統領候補を念頭に置いた金泳三(キム・ヨンサム)支持勢力と金大中(キム・デジュン)支持勢力との角逐、さらには、学生運動を中心としたより徹底した民主化の要求などが交錯していた。これが、所謂「ソウルの春」という状況であった。しかし、その背後では、新軍部勢力による軍内部、および政府権力の掌握が進み、四月一四日、全斗煥が中央情報部部長代行に就任することによって、新軍部勢力の実勢が政治の舞台に登場することになった。それ以後、新軍部勢力によって操られ民主化を押し止めようとする政府と、戒厳令の即刻解除、より民主的な憲法制定を要求する野党、在野勢力、学生運動との間での対峙状況が始まつた。その対峙状況の中で、五月一五日学生デモはピークを迎えたが、一六日より学生デモは一時鎮静化の方向に向かった。しかし、まさにそのとき、政府は一七日二四時を期して非常戒厳令を全国に拡大し、さらに、翌一八日社会混乱醸成および学生労組騒擾閑連背後操縦嫌疑という名目で、金大中を含む二六名を逮捕連行した。こうした事態に反発して、光州市一円で、学生らが中心となり一般市民も加勢して、鎮圧のために出動した警察の武器を奪い、一種の解放区を形成するという状況が生まれた。しかし、こうした事態も一一日、次第に收拾の気配を見せ始め、市民代表が武器を回収し、

政府との話し合い解決の方向を模索し始めた。ところが一七日、政府は空挺部隊を中心とした戒厳軍兵力を光州市に投入し、軍事的に制圧した。これが、一連の光州「事件」(これは、のちに「光州民主化運動」と再規定された)であった。この事態を契機として全斗煥を中心とする新軍部勢力は、国家保衛非常対策委員会を設置し、旧政治家の政治活動を禁止するなど、一連の「改革」措置を実行した。全斗煥を大統領に選出し、第五共和国を成立させ、結局、民主化は挫折させられた。⁽¹⁵⁾

では、この一連の民主化への移行は、なぜ挫折してしまったのであらうか。当時の状況は、軍部の持つ物理力が他の恐怖の前に立ちすくんでしまったといつても過言ではない。したがって、反対勢力や体制内稳健派にとって民主化への移行を成功させる実質的な機会は、結果的には一二・一二事件以前にしかなかった。唯一新軍部による軍内クーデターを未然に阻止し、また、軍事力の公然たる行使を抑制し得たのは、アメリカだけであった。その意味で、なぜ、アメリカ政府が新軍部の行動を放置したのかは、八七年六月との比較において、問われなければならない問題である。アメリカ政府は、新軍部勢力による政権掌握や軍事力の投入を、事前に抑制し得たにもかかわらず、しなかった。なぜ、しなかったのかについては、現時点では、推測するしかないが、民主化への移行か、権威主義体制への復帰かという選択肢が、韓国の安全保障の確保というアメリカ政府の対韓政策の目的にとって、それほど重要な意味を持つものとは考えられていなかつたからではないかと思われる。⁽¹⁶⁾

また、たとえ国民の間に新軍部に対する積極的支持はなかつたにせよ、結果的に軍部の圧倒的な物理力の前に屈伏せざるを得なかつたことは、当時の経済状況の悪化、具体的にはマイナス成長という状況を前にして、資本家そして中産階級が、経済成長のためには「政治的安定」が必要であるという新軍部の主張に消極的ながら同意することによ

り、沈黙を守つたことも一因であったと考えられる。

以上のように、民主化の挫折には、冷戦構造による制約と開発独裁の論理とが、依然として強く作用していた。その意味で、七〇年代の野党並びに在野勢力による民主化運動は、冷戦構造による制約と開発独裁の論理を前提とする限り、アメリカ政府の対韓政策に対する牽制力を提供したり、国民大衆の間に反権威主義体制に関する広範な合意を形成したりすることができなかつたと考えられる。

2 権威主義体制の「定着」期(一九八一—八三年)

第五共和国の成立以後、政治活動の自由が極度に制限された中で、新軍部勢力が中心となり、権威主義体制への復帰を進めた。そして、権威主義体制に挑戦する勢力の形成を未然に防止しようとする制度的安全装置(労働法、言論基本法、集団示威規制法、政治風土刷新のための特別措置法)の整備に着手することによって、次第に権威主義体制の枠内で制限的な自由化措置を進め、権威主義体制に対する支持基盤を拡大することを企図した。⁽¹⁷⁾とくに、経済状況の好転による中産階級の政権に対する支持を期待した。⁽¹⁸⁾

では、同時期における民主化運動はどのような様相を見せたのか。この時期は、民主化運動にとって暗黒の時代であつた。七〇年代の民主化運動を主導した野党政治家や在野知識人、学生たちは、投獄されたか、もしくは自宅軟禁などの形で、事实上政治活動を封じ込められていた。しかしながら、そうした中でも、散発的ではあるが、学生デモは繰り返されていた。この時期の学生運動の主張には、すでに、全斗煥政権に対する「構造」的な批判が展開されていた。外資依存輸出主導型経済政策を持続させ、この経済体制に寄生している一部の特権勢力を保護するために、農民と労働者を低賃金と低賃金で犠牲にし、民衆の生活苦を加速させていると、全斗煥政権を批判した。⁽¹⁹⁾このように、

政治体制とそれを支える経済構造との関連に関心を向けることによって、全斗煥政権の階級的性格を摘出した。

さらに、民主化運動の直接的な標的が初めてアメリカに向けられたという新しい現象も現れた。八〇年一二月の光州アメリカ文化院放火事件、八一年三月の釜山アメリカ文化院放火事件である。この事件の当事者の学生たちの主張は、以下のようなものであった。「アメリカは自由民主主義の友邦として大韓民国の発展のために貢献してきたと思っていた。(しかし)アメリカは維新以来反共さえ標榜すれば、無条件に支持するようになつた。アメリカは一二・一二事態と光州事態を未然に防止、阻止しなければならなかつた。放火の目的は、反共さえ掲げていればどんな政権でも支持してきたアメリカに対する国民的警告にある。放火は光州事態の責任を追求し民主主義を愛する世論を、民主主義を熱望する世論を示そうとする自覚から出たものである。」こうした主張から明らかなことは、光州事件に対するアメリカの態度に対する疑念が、民主化運動勢力の内部での反米意識を高揚させたという点である。しかしながら、まだこの時点では、自由民主主義国家アメリカは本来ならば韓国の民主化を助けるべきであるという、アメリカに対する期待感が内包されていた。これは、のちの時期における帝国主義国家としてのアメリカ認識とは対照的である。

こうした学生運動の復活に刺激を受けて、七〇年代の学生運動の経験者を中心とした民主化運動青年聯合(民青聯)が八三年九月に結成された。この組織の構造認識も、七〇年代から見ると大きな転換が見られる。とくに注目すべきなのは、その冷戦認識である。その創立宣言文には、「国際平和と民族生存のために、冷戦体制の解消と核戦争の防止が達成されなければならない」というように、冷戦構造を克服しようとする明確な志向が見られる。冷戦構造自体が民族の自主性と対立するものであると認識されていたからである。そして、民族の自主性を確保するために、経済の自立と並んで、民衆を主体とした民主化が必要であると主張した。⁽²¹⁾

さらに、野党政治家も権威主義体制に対する挑戦を、主として国外世論に訴えかけるという形で開始した。八三年五月に行なわれた金泳三による民主化措置を求めた断食闘争は、外信を通じて報道されることによって、韓国における人権状況を広く海外に知らせる結果をもたらした。また、八月一三日、金泳三と金大中が韓国とアメリカにおいてそれぞれ共同声明を発表し、以後連帯して民主化闘争を行なうことを宣言した。とくに注目すべきは、権威主義体制に対するアメリカ政府の支持が、アメリカの本来の政治理念である自由民主主義とは離反していることを追及し、権威主義体制に対するテコ入れを行なわないように求めたことである。⁽²²⁾

3 融和局面(一九八四年)

約三年間の抑圧期間が過ぎ、権威主義体制は、八三年末の学園自律化措置と八四年初めの政治家に対する解禁措置等に表れるように、社会に対する統制を少しずつ緩和し、権威主義体制下における「融和局面」が始まった。

この融和政策は、体制側の予想を大きく越えて、「市民社会の復活」をもたらすことになった。⁽²³⁾ この時期、のちの野党の母体、そして在野民主化運動の重要な担い手となる組織が誕生した。第一に、八四年五月一八日、金泳三、金大中を中心とする旧野党政治家たちが中心となって、民主化推進協議会(民推協)を結成した。この組織は、八五年二・二選挙における新民党的母体となり、野党と在野民主化運動とを媒介する役割を果たした。⁽²⁴⁾ 第二に、自律的な社会運動組織のやるやかな連合組織として、民主統一民衆運動聯合(民統聯)が八五年三月結成された。⁽²⁵⁾ この組織は在野民主化運動の中心的存在として、野党と学生運動、労働運動とを媒介して民主化運動を展開することになった。では、この時期における民主化運動の構造認識はどうに変化していくのであろうか。まず、学生運動は、民主化運動の民族主義的側面と民衆主義的側面を強調し、その闘争方法もより一層急進的な様相を見せるうことになった。

思想的には、韓国社会変革運動の性格に対して「民族民主革命」を提示した。これは、労働者を主導勢力、学生を先導勢力、農民、都市貧民等を補助勢力とする民衆の連帯による反ファッショ闘争を、反帝国主義闘争と同時併行して展開していくとするものである。以上のように、学生運動の前衛組織の間では、マルクス主義的な社会認識の影響を受け、民主化運動の目的をファッショ政権、帝国主義勢力に対する闘争と位置付けることになった。⁽²⁶⁾

在野民主化運動も、こうした学生運動の急進化の影響を受けることになった。具体的には反米・反日に象徴される民族自主化の主張が、外債問題や貿易不均衡問題に現れる対外從属経済構造を問い合わせ直すという形で展開された。⁽²⁷⁾また、八四年全斗煥大統領の訪日時には、日本軍国主義の再侵略を阻止する反独裁民主闘争の一環として、訪日阻止闘争を展開した。そして、民主化運動と民族統一運動とを連携させる具体的な構造認識が深められていった。従来政府に独立されていた統一論議を民主化することを主張し、とくに、南北不可侵条約、軍縮論、非核地帯論という南北朝鮮間の緊張緩和を志向する政策が提案された。⁽²⁸⁾

4 選挙局面(一九八五—八六年四月)

以上のような状況の中で、八五年二月二二日に国会議員選挙が実施された。選挙において権威主義体制は、旧野党政治家の政治活動禁止を選別的に解除することによって、霸權的支配政党(民主正義党)と多数の「忠誠」野党で構成される多党制構造を構築することを試みた。さらに、民主化運動の多様化を逆に利用して、選挙という手続き的民主主義の洗礼を受けることによって、野党勢力の分裂、そして野党と在野民主化運動、学生運動との分裂を企図した。⁽²⁹⁾しかし、その選挙結果は、誰の予想にも反する帰結をもたらすことになった。

第一に、既存野党である民韓党と国民党の没落である。与党民正党はほぼ前回と同様の現状維持を達成したが、野

表1 選挙前の議席分布状況(11代: 1982年3月25日選挙) (31)

政党	得票率(%)	議席数			議席占有率(%)	
		地域区	比例区	合計	地域区	合計
民正党	35.6	90	61	151	48.9	54.7
民韓党	21.6	57	24	81	31.0	29.3
国民党	13.3	18	7	25	9.8	9.1
その他	18.8	8	0	8	4.3	2.9
無所属	10.7	11	0	11	6.0	4.0
合計	100.0	184	92	276	100.0	100.0

表2 12代国会議員選挙結果(85年2月12日) (32)

政党	得票率(%)	議席数			議席占有率(%)	
		地域区	比例区	合計	地域区	合計
民正党	35.3	87	61	148	47.3	53.6
新民党	29.2	50	17	67	27.2	24.3
民韓党	19.7	26	9	35	14.1	12.7
国民党	9.2	15	5	20	8.2	7.2
その他	3.4	2	0	2	1.0	0.7
無所属	3.2	4	0	4	2.2	1.5
合計	100.0	184	92	276	100.0	100.0

表3 12代国会議員選挙の5大都市における選挙結果(33)

主要都市	得票率(%)			獲得議席()内はトップ当選者数		
	民正党	新民党	その他	民正党	新民党	その他
ソウル	27.3	43.3	29.4	13(2)	14(12)	1(0)
釜山	28.0	37.0	35.0	3(1)	6(2)	3(3)
大邱	28.3	29.8	41.9	2(2)	2(1)	2(0)
仁川	37.1	37.4	25.5	2(1)	2(1)	0(0)
光州	29.1	45.7	25.2	2(0)	2(2)	0(0)
全体	28.4	40.2	31.4	22(6)	26(18)	6(3)
国全体	35.3	29.2	35.5	87(63)	50(24)	47(5)

党の民韓党と国民党は得票率、議席を共に大幅に減らし、体制に「忠誠な」野党は国民の支持を得られないことが明らかとなつた。

第一に、新野党である新民党の飛躍的な台頭である。新民党は、選挙日約三週間前に、民推協が主導して創立した政党であり、既存野党とは異なり反権威主義体制の立場を前面に打ち出した。ただし、選挙に参加するかどうかをめぐっては、民推協内部でも当初は賛成論と反対論とに分かれていた。反対論は、「第五共和国が正統性を備えるための形式的行為に参加すること自体が、体制を認める」となってしまうし、現行の選挙制度の下で、根本的に巧妙な不正選挙によって惨敗した場合、民主勢力の弱さと誤認されるおそれがある」と憂慮した。それに対して、賛成論は、「たとえ、参加を拒否したところで、今日のような言論状況の中では、効果的な拒否運動を展開するのは不可能であり、宣言的な意味しか持てない。むしろ、選挙に参加して、選挙運動を利用して、国民の間に民主意識を覚醒するべきである」と主張した。こうした民推協内部での激論を経て、八四年一二月一一日、民推協は総選挙に参加することを決定した。⁽³⁴⁾ その決定に従って、新民党が創立されたわけだが、まず、選挙前に十数名の議員が既成野党を脱党して新民党に入党し、さらに選挙後、既成野党の当選者も大挙して新民党に参加することによって、国会開院時には一〇三名の議員を集め、一躍強力な野党として登場することになった。⁽³⁵⁾ したがって、体制側の思惑とは異なり、与党民正党と野党新民党という二大政党制が出現することになった。

では、在野民主化運動勢力は、この選挙にどのような姿勢で臨んだのであるうか。在野民主化運動勢力も、新野党が結成される前は、選挙の意義に対して非常に懷疑的で、選挙ボイコット戦略に傾いた。なぜならば、選挙をしても根本的な不正選挙により、与党の勝利は確実であり、結果的には権威主義体制の正統性を保障するだけであると、選挙結果を悲観的に見ていていたからであった。また、在野民主化運動勢力と既成野党との間には不信感が存在し、信頼す

べき野党が存在しないことも原因であった。しかし、新民党が創立されると、運動勢力は選挙に対する戦略を変え、新民党候補に票を動員するために全力を傾けた。その結果、新民党は主要都市地域を席卷して、第一野党に浮上するという驚くべき成功を収めた。⁽³⁶⁾

以上の選挙局面がもたらした状況の変化を各主体別に概観すると、以下のようになる。

第一に、選挙結果に驚いた与党民正党は、態勢の再整備に着手した。この過程で、次第に体制内部における強硬派と穏健派との亀裂が見られるようになつた。一方で、盧泰愚（ノ・テウ）が党代表最高委員に就任し、一躍次期大統領の有力候補に浮上した。与党内の地位を確固にしたい盧泰愚は、与党内の文民政治家の意向をある程度受容し、野党と妥協的な姿勢を見せる必要性を感じた。したがって、盧泰愚は、こうした文民政治家の意向をある程度受容する姿勢を見せた。このように、与党は総選挙後、体制内穏健派が台頭したかに見えた。しかし、他方では、全斗煥は体制内穏健派との均衡を保つために、腹心の張世東（チヤン・セドン）大統領警護室長を国家安企画部部長に任命するなど、強硬派を政府の要職に配置した。こうした強硬派と穏健派との均衡は、しかしながら、平和的政権交替に関する手続きと民主化措置をめぐる与野党間交渉の行き詰まりと、民主化運動の急進化という状況の中で、強硬派が再び優位に立つという帰結をもたらすことになった。⁽³⁷⁾

第二に、反権威主義体制の立場を鮮明にした野党が、与党とほぼ対等な地位を国会内に占めることによって、両者の間に交渉が成立し得る状況を生んだ。しかも、選挙において、それぞれのイデオロギーの違いを乗り越えて、民主化運動の発展のために、学生運動から野党まで協力した。新民党は、選挙結果に現れた国民の民主化に対する熱望と民主化運動勢力の支持を背景として、政治犯の釈放・復権の要求、光州事態の真相究明など一連の民主化措置を与党に要求した。また、党内体制の整備では、金大中の帰國と民推協共同議長就任、金泳三の新民入党（常任顧問）によ

り、新民党を指導する金泳三と金大中との共同歩調態勢が確立した。そして、国会内に改憲特別委員会を設置して、平和的な政権交替の手続きを明確にする」とを要求し、与党との妥協を拒んだ。

第三に、民主化運動勢力は、一方で民主化措置を要求する新民党に支持を与えたが、他方では野党とは一線を画して、在野運動圈としての独自性を維持することに努めた。特徴的なことは、労働運動と学生運動やその他の在野民主化運動との間に広範な連帯が模索されたことである。清渓被服労働組合法性争取闘争、大宇自動車工場におけるストライキ、さらに、九老地域労働者同盟ストライキなど、相互に連携して続発した。そして、解雇労働者や急進的な労働運動活動家を中心として、ソウル地域労働運動連盟、仁川地域労働運動連盟などの地域単位の組織が結成された。これらの組織は、従来の職場内での労働運動を主張して、労働運動を政治闘争に連携させる道を模索し始めた。このように民主化運動が労働運動との連携を模索し始めたことは、権威主義体制下における経済政策に対する問題点を指摘することで、開発独裁の論理に対する挑戦を意味するものであった。権威主義体制は、物価安定の成功を重要な実績として掲げた。しかし、労働運動の登場は、そうした経済安定政策が実際には労働者の賃金抑制という犠牲の上で成立したという、権威主義体制の階級的性格を暴露する意味を持っていた。

学生運動は、全国組織としての「全学聯(全国学生総聯盟)」とその下部組織としての「三民闘(民衆・民主化と民族自主統一のための闘争委員会)」を結成した。そして、その一部は、八五年五月ソウルのアメリカ文化院占拠・籠城事件を起こし、光州事件に対するアメリカの責任を追及した。この事件は、野党まで巻き込んで、光州事件に関するアメリカの責任を本格的に提起したという点で画期的な事件であった。ただし、少なくともその主張に現れたのは、権威主義体制への支持をアメリカが撤回することを要求するという水準にとどまるものであった。籠城学生たちは、自分たちの主張が反米ではないことを明言していた。⁽⁴⁰⁾しかし、こうした対米認識は、当時の学生運動の中ではむしろ

穏健なものであった。というのも、すでに、より一層急進的なアメリカ批判が登場したからである。すなわち、アメリカは、韓国現代史において、自国の軍事的経済的利益を貫徹させるために、民衆の抑圧者であり民主主義の対立者である現軍事独裁政権を代理人として支持しているという、辛辣な批判が登場した。⁽⁴¹⁾さらに、こうした批判を加速化させたのは、アメリカ政府によるアメリカ産の農畜産物輸入自由化の圧力に対して、農民による反対阻止運動が高揚したことである。⁽⁴²⁾これは、学生運動のある意味で抽象的な反米スローガンに対して、より具体的な事例を提供するところになつた。

以上の各主体の構造認識の変化は、民主化過程をめぐる争点を、どの程度の自由化を権威主義体制下で進めるかという問題から、一気に平和的政権交替の手続きをめぐる憲法改正へと転換されることになった。憲法改正の与野党交渉を開始することが、民主化運動のミニマムの要求となつた。さらに、民主化過程におけるゲームの規則自体も変わっていくことになった。従来は、権威主義体制と民主化運動との間には、その政治的資源において圧倒的な格差が存在した。しかし、この選挙によって、予想外に権威主義体制への批判が強く、しかも、反体制野党と民主化運動勢力との間に一定の協力関係が構築されたことで、両者間の資源格差が急激に縮まるという帰結をもたらした。与党が改憲交渉に応じない事態を開拓するために、野党は再び、民衆の力を動員することによって、権威主義体制に圧力をかけることを試みた。総選挙一周年を期して、八六年二月一二日、大統領直選制への憲法改正を求める一〇〇〇万人署名運動を電撃的に開始し、街頭行進を行なつた。この運動には社会運動勢力も加勢し、両者は「民主化のための国民連絡機構(民國聯)」を結成した。この運動は、多くの国民の支持を集め大規模な動員力を誇示した。⁽⁴³⁾

これに対しても、体制側は当初は警察力を動員して運動を弾圧した。しかし、次第に暴力的な弾圧を回避し、傍観する姿勢へと転換していく。この転換の背後には、フィリピンにおけるマルコス政権の崩壊と、これに端を発したア

メリカ政府の対韓政策の転換があったとされている。すなわち、民主化運動に対する暴力的な抑圧は、政治的な不安定を招くことによって、アメリカの国益を害するという認識であった。したがって、アメリカ政府は全斗煥に対しても野党との話し合いに応ずるよう説得した。その結果、八六年四月二〇日、全斗煥は、李敏雨(イ・ミンウ)新民党総裁との会談で、署名運動の中止と引き替えに、国会内で改憲のための交渉を開始することを提案した。⁽⁴⁴⁾ 以上のように、この段階になって初めて、アメリカ政府が、韓国の民主化過程に実質的な参加者として登場するようになった。なぜならば、アメリカの対韓政策は、韓国内の政治状況とは無関係に決められるのではなく、韓国の国内状況、とくに民衆化運動の進展とその主張に影響を受けて部分的にしろ修正を余儀なくされる主体として位置付けられるからである。従来どおり、アメリカ政府が権威主義体制に無条件の支持を与えるならば、民主化運動勢力は、反独裁闘争を反帝・反米闘争へ傾斜させることになるという認識のもとに、権威主義体制と保守的な野党との連合を模索して、国内の急進勢力の孤立化を企図した。⁽⁴⁵⁾

5 民主化への移行をめぐる膠着状態(一九八六年五月一八七年六月)

与党は、野党に場外闘争を中止させ、改憲協議を国会内に持ち込み、封じ込めようとした。しかし、野党は、各地で改憲推進本部の地区結成大会を行ない、与党に圧力をかけ続けた。安易に与党と妥協することに對して、とくに民主化運動の側からの、アメリカの主導による「保守大連合」であるという批判に配慮したからであった。しかし、次第に民主化運動内部でも、野党と在野運動、学生運動との間に亀裂が見え始めた。それが顯著になったのは、五月三日の仁川における地区結成大会にともなって生じた、運動内容と手段の急進化という様相である。この仁川大会が警察の弾圧によって封鎖されるや、群衆の一部は従来よりもより一層急進的なスローガンを掲げ、しかも暴力的な方法

の行使へと向かった。そこで主張されたスローガンは、「アメリカの首謀による改憲謀略を暴露する」「民衆の苦痛を解決できない改憲謀略にだまされるな」「新民党を信じるな、ヤンキー・ゴー・ホーム」「二元執政制を強要するアメリカは出ていけ」「民衆の生存を圧殺するアメリカ・日本の外勢(外国勢力)は出ていけ」「隸属經濟を強要する帝国主義を打倒しよう」など、急進的な反米意識と野党に対する不信を表したもののが多かつた。⁽⁴⁶⁾ この事態に對して、与党は、在野民主化運動を左傾容共勢力と規定し、野党に対しても、こうした勢力との協力をやめて与党との改憲交渉に臨むように攻勢をかけた。野党は、「民族自主と自存は党の譲歩できない基本原則であるが、自主と自存は善隣と友好を通して花開くものであり、対外従属と屈従に反対するよう、排外による国際社会からの孤立にも反対する」と主張した。こうして野党は、一方でアメリカや与党からの妥協の圧力と他方で民主化運動勢力からの安易な妥協をするべきでないという圧力という、二重の板挟み状況にあった。

こうした状況の中で六月、国会内に憲法改正特別委員会を構成するとともに与野党が合意した。しかし、与野党間で改憲交渉が開始されるや、交渉はすぐに膠着状態に陥った。あくまで、大統領直選制の貫徹を求める野党に対して、与党は一旦、改憲の必要性を認めるところまでは譲歩したが、議院内閣制を対案として提示したからであった。与党は、議院内閣制によれば、八五年の総選挙の結果で見られたように、たとえ三五%くらいの支持率でも、選挙制度によって与党的地位を維持できると考えたからであった。それに対して、野党にとっては、現行の選挙制度の下での議院内閣制は、与党が政権を延長する手段であるとの不信感が強く、大統領直選制は民主化への移行のためには絶対に譲れないと認識されていたからであった。また、一般国民の間にも、大統領直選制こそが民主化への移行の象徴的な制度であるとの認識が広く共有されていた。⁽⁴⁷⁾ 結局、国会の改憲特委は、一回も開かれないまま、八六年一月から野党は再び場外に出で直選制推進大会を開催し、民衆動員を試みた。しかし大会は、政府による大規模な警察力動員に

よつて封鎖された。その結果、野党は民主化運動勢力との連携の強化を模索することになった。

与党としても、こうした状況に手をこまねいていたわけではなかった。八六年一〇月には、体制とは無関係に統一しそが国はであると発言した野党議員の発言を問題とみなし、野党に対しイデオロギー攻勢をかけた。また、一月には、建国大学事態を理由にした非常措置と戒厳令の宣布を考えた。⁽⁵⁰⁾ こうした強硬措置は、一旦は体制内穩健派の反対によって取り止められたが、それ以後、野党の場外闘争には完全封鎖という厳しい方針で臨んだ。さらには、議院内閣制に好意的な一部の野党議員をねらって、野党の団結の切り崩しを試みた。これが、所謂「李敏雨構想」である。李敏雨は、言論の自由、政府の中立、地方自治の実施、公正選挙の保障など七項目の自由化措置を先行条件として、議院内閣制への改憲交渉に肯定的に臨むという妥協構想を発表した。この李敏雨構想に対し、与党は即刻歓迎構想を積極的に支持した。⁽⁵¹⁾

しかし、野党の実質的指導者である兩金氏（金泳三と金大中）はこうした妥協を拒否した。これには、民主化運動勢力の根強い圧力が作用したためであった。⁽⁵²⁾ 兩金氏は、李敏雨構想によつて生じた党内の混乱を收拾し、民主化運動勢力に対して、野党の確固とした非妥協的な姿勢を見せるために、自系派の議員を引き連れて新民党を脱党し、八七年四月一三日、統一民主党創立大会を開催し、五月一日正式に創立した。このように、野党が非妥協的な姿勢を強固にするや、全斗煥は四月一三日、一方的に所謂「四・一三護憲措置」を発表し、次期大統領は現行憲法の間接選挙によって選ぶことを宣言した。

この時期に進められた改憲交渉を、二つの異なる角度から考えてみよう。まず、全斗煥政権やアメリカ政府の意図である。与党が護憲から議院内閣制の受容、野党が大統領直選制から議院内閣制の受容へと妥協を図ることにより、

「平和的な政権交替」を実現し、与野党の「保守大連合」を達成させようとした。⁽⁵³⁾ このようにして、議院内閣制での妥協を争点として、従来の「民主対独裁」という対立図式を、「保守対革新」という対立軸に転換することによって、国民の間の反共主義、安定志向に訴えようとするものであった。

次に、野党や民主化運動が拒否した理由である。民主化運動は、議院内閣制による妥協を拒否した。⁽⁵⁴⁾ その背景には、以下のような民主化運動の構造認識の発展があった。学生運動は全体としてより一層急進的な様相を示したが、異なる二つの方向に分かれていくことになった。所謂「自民闘（反米自主化反ファシズム民主化闘争委員会）」と「民民闘（反米反ファシズム民族民主闘争委員会）」という二つの路線である。前者が民主化運動の方向としてより民族主義的な側面を重視し、直接的な反米反帝闘争に傾斜したのに対して、後者はより民衆主義的な側面を重視し、まず、国内における軍事独裁政権、およびそれと結託している独占資本を打倒することが先決であると主張した。こうした路線対立は、改憲闘争をめぐっては、前者が野党と協力して直選制改憲を主張するのに対し、後者は憲法制定民衆議会の召集を主張し、直選制改憲だけに矮小化されない改憲の必要性を強調した。学生運動の主流は主として「自民闘」が担うことになるのだが、いすれにせよ、こうした構造認識によると、民主化運動の目的は、単に手続き的民主主義を確立することではなく、むしろ、経済的な自立を達成し、民衆が主体となるような政治体制、換言すれば、「民衆民主主義」を構築しなければならないという急進的な内容を含むものであった。こうした急進的な思想が、学生運動内部で、さらには、労働運動、在野民主化運動内部に拡散、浸透していくことは、アメリカ政府、そして、全斗煥政権にとっては、大きな脅威となつた。そうした動きを孤立化させ、封じ込めるために、与野党妥協による「保守大連合」という処方箋を示したのだが、それは、民主化運動の構造認識にとつては、従来の「新植民地支配体制」の再編を意図したものであると捉えられていた。⁽⁵⁵⁾ 野党も、自らの支持基盤を民主化運動勢力に負っていたために、こうした

批判を甘受してまで、議院内閣制という妥協には応じられるものではなかつた。⁽⁵⁷⁾

6 民主化への移行の開始（一九八七年六月）

四・一三護憲措置以降、野党、民主化運動勢力と体制との対峙状況が続いたが、体制側はあくまで物理的な弾圧によって民主化運動を抑え込もうとした。しかし、「朴鍾哲君拷問致死事件」、すなわち、拷問による大学生の死亡事件とそれを隠蔽しようとする工作の暴露が、全体の政治構図を変えた。ソウル大生朴鍾哲君は、八七年一月一四日に警察による取り調べ最中に拷問によって死亡したが、この事件によって体制側の道德性は大きな打撃を被つた。さらに、五月一八日、天主教（カトリック）正義具現全國司祭團によって、事件の真相が捏造されたことが暴露されると、民主化運動の展開に新たな起爆剤を与えた。体制側は、一六日、内閣改造を断行し、盧信永（ノ・シンヨン）國務總理、張世東國家企画部部長を更迭した⁽⁵⁸⁾。そして、六月一〇日の民正党党大会で盧泰愚を次期大統領候補に正式に指名した。

反対運動側は、体制側の道徳性の失墜に勢いづき、五月二七日、統一民主党と在野民主化運動勢力が団結して、「民主憲法爭取国民運動本部」を結成し、六月一〇日、「拷問殺人隠蔽糾弾、護憲撤廃、国民大会」の開催を計画した。体制側は警察力の動員によって封鎖しようとしたが、全国各地において、約二四万人の市民が大会に参加した。また、延世大生、李漢烈君が催涙弾によって意識不明の重体に陥るなどの、体制側の暴力的弾圧に対する国民の怒りが頂点に達した。こうした状況に対して、盧泰愚は野党との話し合いを模索した。しかし、金泳三は盧泰愚の提案を拒否し、あくまで全斗煥との直接対話を主張した。さらに、国民運動本部は、六月一八日、「催涙弾追放大会」を開催したが、一般市民の加勢によって、デモが広域化、大規模化し、もはや警察力の動員だけでは抑え切れない状況に陥った。

「こうした状況に対しても、体制側に残された選択肢は、軍隊を動員することによってデモを鎮圧するのか、改憲問題に関して野党に譲歩して何らかの妥協を図るかのどちらかであった。体制側は、一方で軍部の介入をちらつかせ、運動の自制を誘導することを試み、他方では与党内部で何らかの譲歩の必要性が議論された。しかし、こうした中で、国民運動本部は六月二〇日声明を発表し、四・一三護憲措置の撤廃をあくまで要求し、そうした脅しには屈伏しない」と明確にした⁽⁵⁹⁾。

こうして戒厳令の布告の危険性が高まる中、これにブレークをかけようとしたのが、アメリカ政府であった。急速、レーガン大統領の特使としてシグール国務省東アジア担当次官補を派遣し、軍部介入に反対する立場を明確に韓国政府に伝えるとともに、在韓米軍関係者も韓国軍将校と接触して説得工作を行なった。したがって、軍部の政治介入による決着という選択肢が事実上不可能になつた体制側は、次に、六月一四日全斗煥—金泳三会談によって、改憲論議の再開という譲歩案を提示して妥協を図つた。しかし、金泳三はこの妥協案を拒否した。野党と国民運動本部は、さらに体制に対する攻勢を強め、六月二六日に「和平大行進」を行なつた。その動員規模は六月一〇日の集会の四倍に達した⁽⁶⁰⁾。こうした状況に対して、盧泰愚は所謂「六・二九宣言」を発表した。この内容は、大統領直選制への改憲を受け入れ、金大中を赦免復権することを骨子とする時局收拾対策八項目を全斗煥に建議するというものであり、七月一日、全斗煥もこれを受容することを発表した⁽⁶¹⁾。野党もこれを歓迎し、以後は与野党間における実質的な改憲交渉が開始されることになつた⁽⁶²⁾。

この一連の状況、すなわち「対峙から民主化への移行の開始」が、なぜ生じたのか。この問題について、戦略的選択理論は、体制内強硬派と体制内穏健派、穏健反対勢力、急進反対勢力の四者間の戦略的状況の変化に注目する。しかしながら、この説明では、この時点で重要な役割を担つた二つの主体、すなわち、六月民主化闘争に主体的に参加

した一般市民とアメリカ政府が、なぜ、上記のような行動をとったのかは、ほとんど説明されていない。この問題に答えない限り、なぜ韓国において、この八七年六月という時点において、民主化への移行が開始されたのかを説明したことにはならない。

四 市民社会における構造認識の変化

まず、一般市民の行動について考えてみたい。そのためにはまず、同時期の民主化運動の展開を分析する必要がある。学生運動は、八七年に入つて、以前とは異なる特徴を示していた。従来の運動が余りにも抽象的な思想論争に没頭し、大衆から遊離してしまったという反省の上に立つて、再び運動の大衆性を確保するために、学内問題に関心を向け、さらに野党との協力関係を再構築し、「大統領直選制を含む民主制改憲闘争」の路線を明確にした。⁽⁶³⁾ その結果、ほぼすべての民主化運動勢力を糾合し得る組織が、国民運動本部として発足した。それが可能であったのは、運動の目標、スローガンを「民主憲法を勝ち取って民主政府を樹立しよう」「もうこれ以上だまされない」、うそつき政権は退陣しろ」「洞長から大統領まで自分の手で」というように、大統領直選制という共通目標一点に絞つたからであった。それは、民主化運動に一般市民を広く巻き込んで動員することを可能にした。⁽⁶⁴⁾ さらに、拷問致死とその隠蔽工作、さらには、催涙弾による致死といった、権威主義体制の道徳性を失墜させるような事件が引き続いて起きたことが、一般市民の素朴な道義的な怒りを爆発させ、行動に駆り立てることになった⁽⁶⁵⁾。

では、民主化運動の要求が穏健化したから一般市民を動員することができるとしたとすると、元来そうした穏健な民主化運動を開いていれば、もっと民主化への移行がスムーズにいったのではないかという疑問が生ずるかもしれない。

選択項目	79年(%)	87年(%)
人権保障	23.27	15.6
言論の自由	(人権保障に含む)一	25.4
国家安保強化	20.86	9.6
公正な分配	15.44	5.5
社会正義の実現	(公正な分配に含む)一	11.9
三権分立	12.78	7.9
強力な指導者出現	9.59	選択項目なし一
政党、社会団体の発展	6.31	(政党政治実現) 7.2
民族精神、文化の暢達	4.62	選択項目なし一
行政能力極大化	4.11	選択項目なし一
統一	選択項目なし一	8.8
政治意識の涵養	選択項目なし一	7.8
その他	0.82	0.3
応答なし	2.20	選択項目なし一
合計	100.0	100.0

言い換れば、学生運動を中心とした民主化運動の民族主義的深化、民衆主義的深化は、大統領直選制という手続き的民主化への移行にとつて、むしろマイナス要因として働いたのである⁽⁶⁶⁾。筆者は、単に民主化運動が穏健化して、野党を始めとする穏健反対派によってコントロールされたから、民主化への移行が開始されたということに、民主化運動の意味を限定すべきではないと考える。民主化運動が、冷戦構造と政治体制との関係に対する認識、さらには、経済構造と政治体制に関する認識を転換させることによって、初めて、従来、権威主義体制が自らの体制を正統化する根拠としていた、冷戦の論理と開発独裁の論理とを「非正統化」することが可能となつた。そして、そのことが、民主化運動の主体と内容における多様化をもたらし、民主化運動の政治的空間を飛躍的に拡大したという意義をむしろ重視するべきであろう。

それを示すために、国民の政治意識が七九年と八七年とで、どのように、そしてどの程度変化したのかを見ることにする。(6)

七九年も、国民の間に民主化に対する強い熱望が存在していた。「経済成長を多少遅らせて生活水準向上を遅らせてでも、国民の政治参加(自由選挙)と人権を伸長させる民主化が望ましい」という意見が、七二・七%を占め、「たとえ国民の政治参加と基本権が制限されたとしても、経済成長と所得増大を遅らせてはだめだ」という意見を圧倒的に上回った。しかし、「今後の政治発展を考えるとき、最も重要なものは何か」という質問に対しては、七九年と八七年とを比較すると次ののような重要な違いが見られる。

政治発展にとって必要なものとして、「人権や自由」が、八七年では七九年に比べて一倍近くに増えているのに対して、「國家安保強化」は半減している。これは、国家安保と「う名目のために、今まで民主化が抑えられてきた」という思いが、回答に現れたと推測される。さらに、八七年の調査では、「わが国の政治発展を阻害してきた最も重要な理由は何か」という質問に対し、「経済成長のために強力な指導力が必要だったから」(四・四%)、「北朝鮮の脅威」(一・一・一%)、「国際的政治状況」(五・一・一%)という回答よりも、「政治家の資質不足」(三・一・五%)、「軍部の政治介入」(一・四・七%)が圧倒的に多い。また、「分断現実の中では人権がある程度侵害されることは不可避だ」という見解に対して、同意する人(四一・七%)よりも、不同意しない人(五五・六%)の方が多く、とくに、中産層に限れば、その割合は、各々三六・一%、六一・七%である。しかも、八九年に行なわれた別の調査によれば、「国家の安全を守るために人権侵害は理解できる」という意見に対して、賛成する人の割合は、わずか一九%であるし、「南北が対峙する状況では、場合によっては軍部による政治介入はやむを得ない」という意見に賛成する人の割合も、わずか一六%である。⁽⁶⁾以上のように、南北分断という状況の中でも、人権、民主主義は尊重されなければならないと考える人が増加している。

また、「成長速度を遅くしても経済、社会の安定を追求すべきだ」という見解に同意する人が、いずれの時点でも八割を越えているが、この割合は八七年では九割近くまで増えている。「政府主導の経済」に対する評価に関しても、七九年の時点では肯定、否定がほぼ拮抗していたのに対し、八七年の時点では否定的な意見が肯定的な意見の約三倍を占めるようになった。これについても、中産層は、全体の平均値よりも否定的な評価が多い。最後に、「経済成長を多少遅らせて、国民の人権を伸長させるのが望ましい」という意見に対しても、八七年の調査では全体で七七・一%、中産層だけでは八五・七%が同意し、「国民の人権を多少制限しても、経済成長を遅らせてはだめだ」という意見に同意する人よりも、全体では三倍、中産層に限れば六倍を占めるようになっている。以上の調査結果は、一九八〇年代の民主化過程において、冷戦構造や経済開発が民主化の障害になるという考えが、もはや説得力を持ち得なくなったことを示している。

さらに、「こうした認識の転換は単に認識のレベルだけにとどまるものではなかった。七九年と八七年とでは、政治参加に対する姿勢が大きく転換した。七九年には、政党に入り、積極的な活動をしようとする人の割合は全体の七%しかなく、選挙で投票するだけ、もしくはそれ以下の参加意志しか示さない人が全体の五八%を占めた。それに対して、八七年には、何らかの形で政党活動に参加、寄与する意志を持った人の割合は二七%に達し、政治集会に参加する意志のある人を含めると、全体の六〇%近くまでに達した。それに対して、参加意志を持たない人は四一%に減っている。以上のように、単に、民主化と冷戦構造、経済開発との関係についての認識の変化を見せただけではなく、現実政治に参加してそうした認識の変化を反映させ、民主化を実現していくとする人の割合が激増した」とも重要である。

五 民主化への移行過程におけるアメリカ政府の役割

次に、民主化への移行過程におけるアメリカの役割について考える。アメリカ政府は、八〇年には、積極的に担当しないまでも、新軍部勢力による軍内クーデターや政治介入を傍観し、事後的に追認したのに対して、八七年には、「政治の文民化」を支持し、反対勢力に対する軍事力の使用には公然と反対した。⁽⁶⁸⁾また、それだけでなく、特使の派遣や、種々のレベルで接触を通して説得作業を行なった。そして、全斗煥に対しても、野党との改憲交渉を開するよう強く求めた。⁽⁷⁰⁾こうした政策は、直接的に体制内強硬派の最大の資源である軍事力による脅しを機能させにくくしただけでなく、間接的に、反対勢力に対しても物理的恐怖の減少をもたらし、民衆の広範な参加を可能にした。

では、アメリカ政府の対韓政策は、八〇年と八七年とで、なぜ変わったのか。八〇年代に入つてから顯在化しつつあった、韓国国内における対米意識の変化、とくに、民主化運動内部で展開された反米ナショナリズムの出現が、アメリカ政府の政策転換に影響を与えたのではないかというのが、筆者の仮説である。

そこで、アメリカ政府が、こうした一連の状況に対してどのような対応を見せたのかを、もう少し詳細に見ていくことにする。まず最初に検討するのは、八七年一月六日の米韓協会でのシグールの演説である。シグールは、アメリカの対韓政策の最優先目的として韓国の安全保障の確保、次に米韓経済関係を設定し、政治的民主化はこの二つの優先的な関心事と関連して推進されなければならないと主張する。換言すれば、民主化への移行を重視するが、それは、安定を損わない範囲で行なう必要があるという立場である。そして、以下のようなメッセージを韓国内に送った。第一に、全斗煥の平和的政権交替の公約を高く評価することによって、全斗煥の公約を確固としたものにするように圧

力をかけた。第二に、韓国軍の本来の役割を再確認することによって韓国軍の政治介入を牽制し、さらに、三八度線を在韓米軍が防衛していることを強調することによって北朝鮮の脅威を国内政治に利用しないように忠告するなど、政権支持勢力によるクーデターの可能性を封じ込めようとした。以上が、全斗煥政権に対する圧力である。第三に、野党や民主化運動勢力に対して、「和平、妥協、そして国民的合意」によって、何らかの「創意的な提案」をするように希望すると述べて、実質的には与党による議院内閣制への改憲案を受容するように忠告した。これは、野党が実現可能性のない大統領直選制に固執するよりも、議院内閣制で妥協する方が、より現実的で賢明な選択であるという含意があった。したがって、全斗煥が四・一三護憲措置を発表し、改憲論議自体を封じ込めようとしたとき、アメリカ政府は不満を表明したが、積極的な非難をせずにそれを既成事実として認める態度をとった。

もちろん、議会には、四・一三護憲措置に対する批判もあった。とくに、その代表であるソラーズ下院議員の発言には、注目すべきものがある。「過去数年間、韓国において発生した最も憂慮すべき事態の発展は、時に悪意に満ちた反米感情の登場である。多くの韓国人は八〇年に発生した事態のためにアメリカを非難している。もし韓国人が最近の全大統領の改憲論議の中止決定に対してアメリカが黙認したと結論を下す場合、彼らは、自分たちの置かれた現在の政治的に困難な状況に対して、再びアメリカに責任の矛先を向けるかもしれない。したがって、今は、静かな説得よりも公開的な外交に出るべき時である。(中略) アメリカが韓国の民主化と人権を支持するという立場を明確にすることが非常に有益なことである。」

それ以後、アメリカ政府は、韓国国内の政治状況を傍観したが、六月一〇日以降の反政府デモの激化という事態に直面して、従来の傍観的な態度に次第に変化が見られるようになった。一七日ショルツ国務長官は、与野党に対して対話を再開し、デモを中断するように求めた。そして、権威主義体制がデモの鎮圧を図るために軍兵力を投入したり、

戒厳令、衛戍令のような非常措置を発動する動きを見せるや、それに反対し、四・一三護憲措置を撤回して改憲論議

を再開するように圧力をかけ続けた。駐韓アメリカ大使館も一二一、一二三の両日、それぞれ金大中、金泳三と接触した。

二三日には対韓政策の実質的な責任者であるシグールを大統領特使として派遣し、シグールは、全大統領を始めとする政府要人だけでなく、両金氏とも意見交換をした。そして、明確に、そして公開的に、軍の介入に対する反対の立場を明らかにした。この一連の過程で注目すべきは、アメリカ政府が北朝鮮の挑発可能性に関する何の言及もしなかつたことである。⁽²³⁾南北関係が、この一連の事態に対する軍介入の名分を与えないためであったと考えられる。その結果、アメリカ政府はもとより、議会、マスコミも、盧泰愚の六・一九宣言を歓迎した。⁽²⁴⁾

では、以上のようなアメリカ政府の政策転換と具体的な対応を、どのように評価できるであろうか。筆者は、次のようない指摘に同意する。「アメリカは徹底した変化を追求する「運動圈」と統一民主党を分離させない場合、——動揺した中間層を一定限度包摂させられない場合——には、反軍部独裁戦線が反米戦線に発展することになるという判断を下したからだ。アメリカは、根本的な変化を要求する潮流がより一層強くなる前に、したがって、韓国軍に対する作戦指揮権を始めとするすべてをおおつてしまふ前に、水路を緩めなければならないと考えたからだ。結局、民衆の力がアメリカを動かした。⁽²⁵⁾」すなわち、八七年六月という具体的局面において、戒厳令宣布、軍の介入という選択肢を体制側がとることを、アメリカ政府があらゆる手段を動員して抑止したのは、基本的には民主化運動の従来積み重ねてきた成果によるものであった。⁽²⁶⁾その意味で、アメリカ政府の対韓政策の転換は、民主化運動の構造認識の深化による対米認識の変化との相互作用によってもたらされたのである。

結論

本稿の内容を要約すると、以下のようになる。八〇年代の民主化運動が、とくに七〇年代の民主化運動とは異なり、単に与件として考えられていた冷戦構造、社会経済構造に対する認識をえていくことにより、権威主義体制を非正統化していく。さらに、市民社会の復活とともに、市民社会の中で権威主義体制の非正統化に関する広範な合意が形成され、少なくとも手続き的民主化への移行を開始する原動力を生み出した。さらに、アメリカ政府の従来の対韓政策に批判を加えることによって、民主化への移行を比較的スムーズに達成することができた。このように、本稿は、構造的決定か、行為者の戦略的選択かという既存研究の二者択一の問題設定を批判し、行為者の構造認識という分析水準を新たに設定することによって、民主化への移行の動因とその過程で噴出した民衆の政治的エネルギーの意味を、より説得力を持って明らかにることができた。

さらに、本稿は、民主化運動が、冷戦構造、対外従属経済構造を問いかけていたことに注目することにより、それは、単に一国の政治社会における権力を志向する運動ではなく、現代世界の中で、その構造的制約を強く受ける人たちが、その構造認識を転換させることによって、その構造的制約の克服に立ち向かおうとした運動であったことを摘出する。韓国の民主化を制約した冷戦の論理と開発独裁の論理の背後には、次のような構造認識があったと考えられる。第一に、韓国を取り巻く冷戦構造や国際分業体制を与件とみなし、それを利用することを考えるが、それ 자체を変革しようではない。第二に、経済開発や反共体制の維持に必要な資源を最大限に動員するために、体制に対する異議申し立てを認めない。したがって、経済的格差の是正や人権・民主主義の尊重は後回しにされる。以上のように、国際分

業体制内における韓国の地位を上昇させようとする、民族主義に基づく国家間関係の平等化志向は見られるが、それがあくまで韓国一国だけの上昇を志向するものであり、さらに、国内の経済的格差は当分の間温存されても仕方がないと考える。

これに対して、八〇年代の民主化運動が突きつけた構造認識の転換は、第一に、従来、単なる与件として考えられた冷戦構造や国際分業体制を、克服、変革の対象とみなし、より平等で公正な国際秩序を構築していくとする「民族主義」的志向である。その背後には、冷戦構造や国際分業体制は、「元來不平等な格差を内包するものであり、それを与件とする限り、南北分断体制が持続し、对外從属経済構造も温存され、民族の自主的な統一」という眞の民族的利益は実現され得ないという認識があった。第二に、従来の開発独裁体制が内包する反民衆的な階級的性格を暴露するという、「民衆主義」的志向である。その背後には、従来の経済成長が結局は民衆の犠牲の上に成立したものであり、経済成長の果实が平等に分配されるような新たな経済開発戦略を志向しなければならないという認識があった。民主化運動は、イデオロギー的な多様性を内包していたために力点の違いはあつたにせよ、いずれもこうした二つの志向を多かれ少なかれ共有していた。

以上のように、民主化運動は、国内においては、今まで疎外されてきた民衆の政治的経済的利益を実現するために、民衆を主体とする民主化を志向し、対外的には、民族の眞の自立と他の第三世界の民衆との連帯を模索することにより、不平等な国際関係を是正していくという意味で、その手段に対する現実的な認識をどの程度持っていたのかは別として、「地球的規模における民主化」を志向したものであった。それは、同時期に起つたフィリピンにおける民主化運動に対する関心の高まりという点にも顕著に現れていた。韓国の民主化運動にとって、フィリピンにおける民主化への移行が成功したことは、そうした民主化への移行が韓国にも波及するに違いないという確信をもたらし、

民主化運動の高揚に大きな刺激となつた。⁽¹⁾さらに、アメリカ政府の対韓政策や全斗煥政権の対応にも少なからぬ影響を与えることによって、韓国の民主化への移行を成功に導く重要な役割を間接的に果たした。確かに、一方で、全斗煥政権が加えた制約のために、韓国の民主化運動とフィリピンを始めとする他の第三世界における民主化運動との間には、可視的な連帯はそれほど見られなかつた。しかし他方で、開発独裁体制を支持してきたアメリカとの従来の関係を批判的に問いつめ、より対等な関係を構築しようという点において、韓国の民主化運動と他の第三世界の民主化運動との共通点が認識されていた。⁽²⁾以上の意味で、韓国の民主化運動は、少なくとも、現代世界の不平等な格差構造を、「運動の側からの逆照射」し得たのである。

最後に、これ以後の民主化への移行過程、および民主主義の定着過程と、民主化運動の展開について、概略を紹介するにとどめる。八七年六月の民主化闘争に引き続いだ、「七一・八月労働者大闘争」と呼ばれる労働運動の大爆発が見られた。⁽³⁾しかし、この事態に対する民主化運動の対応は分裂した。それは、六月闘争に参加した中間層が労働運動に対しても冷淡な態度をとつたことによる。⁽⁴⁾そして、民主化への移行は、野党および民主化運動の分裂によって、権威主義体制の「継承者」である盧泰愚が、八七年一二月の大統領選挙で勝利するという帰結をもたらした。こうして成立した盧泰愚政権(第六共和国)は、一方で前半期には実質的民主化を進めようとする姿勢を見せたが、後半期に入ることにつれて次第に改革路線は後退していった。とくに、労働運動に対する弾圧は従来どおりであった。それに対して、民主化運動の一部は、民衆の利益を代表する進歩的な政党を結成して制度圏の政治に進出することを試みたが、一度にわたる選挙は完全な惨敗に終わった。また、その運動目標の第一の優先順位を民族統一運動に向け、労働・農民など八部門団体と全国一二の地域組織からなる運動の全国組織として、「全民聯(全國民族民主運動聯合)」を八九年一月に結成した。⁽⁵⁾しかし、他方で、市民社会の成長とともに、民主化運動の中に新たな潮流も生まれた。全民聯があく

「ホーリー・ブルー民主主義の立場」に立つて、「九年七月に結成された「經濟正義実践市民聯合（経実聯）」は市民運動を標榜し、市民社会内閣にねむる改革を掲げた。」⁽¹⁾ しかし、民主化運動の変化に対応して、九〇年にかけて韓国民主化選挙では、八〇年代の民主化運動を担っていた金泳三を大統領候補として担い、継続して政権を掌握するに成功した。この金泳三政権をもとに評価されるのは難しい問題であるが、少なくとも、金融実名制の実施など、八〇年代の民主化運動が提起した実質的民主主義の問題を、上からの強力なリーダーシップにより先取りして、これをもとにした状況の中で、民主化運動が次第に市民民主主義運動に移行していく。以上のようだ。韓国の民主化依存して達成できるのかは疑問である。むしろ、以上の流れの運動がどのよつて連携し運ぶのかに実質的民主化の成否がかかってこゆる懸念のではなか。

- (一) Huntington, Samuel P., *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Norman: University of Oklahoma Press, 1991, p. 16. くわしくは「民主化的時期の最初の波」、「九〇年代」民主化初期における第三波、「九七四年以降と規定してこ。⁽²⁾
- (二) その代表的なホーリー・ブルーの文献を摘む。J. M. O'Donnell, Guillermo, Philippe C. Schmitter, and Laurence Whitehead, eds., *Transition from Authoritarian Rule: Prospects for Democracy, Transition from Authoritarian Rule: Southern Europe, Transition from Authoritarian Rule: Latin America, Transition from Authoritarian Rule: Comparative Perspectives, Transition from Authoritarian Rule: Tentative Conclusions about Uncertain Democracies*, Baltimore, The Johns Hopkins University Press., 1986.; Diamond, Larry, Juan J. Linz, and Seymour Martin Lipset, eds., *Democracy in Developing Countries*, vol. 2: Africa, vol. 3: Asia, vol. 4: Latin America, Boulder, Lynne Rienner Publishers, 1989. 前者の共同体論は、ホーリー・ブルーの従来南欧や中央米の權威主義体制論を發展論議（實質的權威主義）、「一九七〇年代後半から八〇年代前半」の理論的枠組みを用いて研究対象とした政治主義の成立の前提条件である立場を示すトローチがある。
- (三) 手続的民主主義と実質的民主主義との間に以下のように指摘することができる。手續的民主主義とは、「選舉の制度を廃して代替されたが、規則の遵守、選舉権を備えた競争が制度化され、それが、政治的平等のための実質的な参加が保障される」という意味である。Przeworski, Adam, "Sustainable Democracy," 1992, p. 11. ホーリー・ブルーの理論的枠組みを用いて研究対象とした政治主義の成立の前提条件である立場を示すトローチがある。
- (四) 藤原昇、「民主化」の政治経済学——東アジトにおける体制変動」(東京大学社会科学研究所編「現代日本社会」: 国際比較(2)」、東京大学出版会、一九九一年)、三回に亘る。ただし、藤原昇は、「九〇年代後半から八〇年代前半」の手續的民主主義を好んでいる。
- (五) Cummings, Bruce, "The Abortion Abertura: South Korea in the Light of Latin American Experience," *New Left Review*, No. 173 (Jan./Feb., 1989) pp. 5-32.

- Dissertation, The University of Chicago, 1989. 上記論文を題材に要約したホーリー・ブルー・スクエア「韓国にねむる民主化過程分析——戰略的選択理論を基づいて」安淳市(トム・チムヒン)編「韓国政治経済論——政治過程と産業化戦略」(ホウル: 池大社、一九九〇年)、四回に亘りベースが参考になる。ホーリー・ブルーの分析を批判的に紹介したホーリー・スクエア教授の「戰略的選択理論」を用いてとし、拙稿「韓国にねむる民主化過程の政治分析——トム・チムヒン教授の「戰略的選択理論」を用いてとし」一九九三年度日本

政治学小論文、一九九四年一〇月～一〇月を参照。ただし、イム・ヒョクバクは、手続的民主化だけに関心があるのでではなく、その後の社会経済的民主化、実質的民主化に対する分析にも取り組んでいる。これに関しては、イム・ヒョクバク「民主化時代の国家—市民社会関係の枠組みの模索：國家、市場、民主主義」崔章集(ホン・ヒヤンシット)、林玄鎮(イム・ヒュン)「戦略的選択理論は誤りか？」以下の文献を参照。*Europe and Latin America, Cambridge, Cambridge University Press, 1991.*; "Some Problems in the Study of the Transition to Democracy," O'Donnell, Schmitter, and Whitehead, eds., *Transition from Authoritarian Rule: Comparative Perspectives*, pp. 47-63.

(7) Cummings, *op. cit.*

(8) やのほか、筆者が刺激を受けた分析として、以下の文献を参考した。崔章集「韓国民主主義の理論」(以下、取り組んだこと)。したがって、この分析も、構造的決定が行為者の戦略的選択か、あるいは選択の問題設定を克服しようと、筆者と共通の問題関心に立っていると言える。また、韓国の民主化の現実とは適合しないとした理由で、戦略威主義政権に対して選択の余地なく強制した民主化」であったと結論である。次の分析も参考となる。ハン・ギヨン・ヒュン「韓国民主化の社会的起源——社会運動論的接近」慶南大学極東問題研究所編「韓国政治・社会の新しい潮流」(ハウル・ナナム、一九九三年)、八五—一三二ページ。ただし、この分析は、社会運動内部の力学に焦点を当てたものである。社会運動の構造認識に関心を向けてはいない。

(9) 筆者は、一九八五年一一月から一九八九年二月まで、韓国高麗大学大学院政治外交学科博士課程に在学して、韓国政治について勉強していた。

(10) 此主化過程を複数の主体による、異なる内容を持つ民主主義の競合過程として捉えた研究としては、以下のものを参照。崔章集「韓国民主主義の理論」、藤原帰一「ハヤシハににおける「民主主義」の制度と運動」「社会科学研究」(東京大学社会科研究会), 第四〇卷一號、一九八八年、一九四一頁。

(11)

一九七〇年代の反体制民主化運動に関するもの、以下の文献が詳しい。Sohn, Hak-Kyu(孫鹤圭)、*Authoritarianism and Opposition in South Korea, London, Routledge, 1989.*; 韓国基督教教会協議会人権委員会「一九七〇年代民主化運動——基督教

(12)

以下の民主化への移行過程の時期区分に関するもの、イム・ヒュンクマク「韓国における民主化過程分析」*Im, op. cit.* を参考にした。

(13)

六政変まで：維新体制を崩壊させた叫びと銃声の現場 全一卷(ハウル・ハンギル社、一九八七年)が詳しい。

(14)

一九八〇年代民主化運動——光州民衆抗争資料集及び上半期日誌(ハウル・ハンギル社、一九八七年)がある。

(15)

「ハニハニ出版社」(ハニハニ出版社、一九九三年)。

(16)

「一九八〇年代民主化運動——光州民衆抗争資料集及び上半期日誌」(ハウル・ハンギル社、一九八七年)が詳しい。

(17)

「一九八〇年代民主化運動——光州民衆抗争資料集及び上半期日誌」(ハウル・ハンギル社、一九八七年)が詳しい。

(18)

いわゆる鄭昇和「一一・一一事件——鄭昇和は語る」(ハウル・カチ、一九八七年)；張泰玩「一一・一一事件と私」(ハウル・カチ、一九九三年)。

(19)

「ハニハニ出版社」(ハニハニ出版社、一九九三年)。

(20)

「ハニハニ出版社」(ハニハニ出版社、一九九三年)を参考した。また、光州民主化運動の展開過程については、韓国基督教教会協議会人権委員会

(21)

「一九八〇年代民主化運動——光州民衆抗争資料集及び上半期日誌」(ハウル・ハンギル社、一九八七年)が詳しい。

(22)

いわゆる鄭昇和「一一・一二事件——鄭昇和は語る」(James V. Young)；ワシントンヒューウルとの間の、大使館と駐韓米軍との間の、その掌握の可能性のある程度予知はしていたし、防ぐとする意図はあるにもかかわらず、結局はそれを既成事実として認めざ

(23)

また、韓国人の立場から、光州事件に対するアメリカの対応を批判的に論じた研究として、以下のものを参考。*Asian Perspective*, Vol. 12, No. 2, (Fall/Winter, 1988); 李川熙

- (17) イム・ヨンクグク「韓国における民主化過程分析」四四七ページ。
- (18) 一九八〇年には、五・一〇%のマイナス成長を記録したが、八一年には、大・六%、八年には五・四%、八九年には一・九%、「經濟成長率」、経済成長率は順調に回復した。また、失業率が、八〇年の五・一〇%から、八二年には五・一〇%まで減少した。
- (19) カン・シンチヨルは「八〇年代民主化運動史——思想理論と組織路線を中心にして」(カウハ: ピンハッソ社、一九八八年)、一一〇ページ。
- (20) 金庭雄(キム・シムウハ)「韓国人の反米感情」(ソウル: 朝國、一九九一年)、九四ページ。
- (21) 民主化運動青年聯和「民主化への道」創刊号(一九八四年三月)、一九九一年。
- (22) 民主化推進協議会「民主化」(カウル: 民主化推進協議会、一九八八年)、六一九ページ。
- (23) イム・ヨンクグク「韓国における民主化過程分析」四四八ページ。
- (24) 「民主化推進協議会の活動について」、「民主化」を参照。
- (25) 民主統一民衆運動聯合は、民主統一民衆運動協議会(民主連)が統合して発足した。その活動に
ヘンリゼ、機関誌「民主・統一」に詳しく述べられてる。
- (26) カン・シンチヨルほか、前掲書、五一一七ページ。
- (27) 「民主化への道」創刊号、七二二ページ。
- (28) 「民主化への道」第五号(一九八四年一〇月)、一一〇一一一〇頁。
- (29) 「民主化への道」第三号(一九八四年六月)、一九九一年。
- (30) イム・ヨンクグク「韓国における民主化過程分析」四四八ページ。
- (31) 中央選舉管理委員会「第一一二代國會議員選舉結果」(カウル: 一九八五年)
- (32) 同上書。
- (33) 同上書。
- (34) 「民主化」一五四ページ。
- (35) 「東亜日報」八五年五月、一三〇。
- (36) 学生運動勢力の選舉に対する姿勢には「カム・カン・シンチヨル他」前掲書、七七一ページを参照。在野民主化運動勢力の姿勢については、「民主・統一」創刊号(八五年一月)、四二一五四ページ、「民主化への道」第七号(八五年一月)、七一五五ページを参照。
- (37) カム・ヒュクヘ「韓国における民主化過程分析」四四九ページ。
- (38) Im, op. cit., p. 242.
- (39) Im, op. cit., pp. 247-248.
- (40) カム・ヒュクヘ「民主化への道」第一〇号(八五年一月)、一三〇。
- (41) 「民主化への道」第一〇号(八五年一月)、四二一五四ページ。
- (42) 「民主化への道」第一一號(八六年一月)、一一〇。
- (43) Im, op. cit., p. 252.
- (44) Im, op. cit., pp. 255-256. 民主化運動協議会「マニ」第七号(八六年七月)、四一七ページ。民主化運動協議会は、権威主義体制による新聞統制の結果解雇された記者が中心となつて、八四年一一一月に結成された組織であり、権威主義体制の庇護と統制を脱けた所謂「編集抗議」とは異なり、編集の自由を守るところ立場から、反体制的な姿勢を鮮明にした。したがって、「マニ」誌は、体制による新聞統制の証拠である「報道指針」を暴露するなど、編集の立場から民主化運動に積極的に寄り合ったと評価されてきた。ただし、この雑誌は不定期刊行物であるが、月刊で発行された。ちなみに、「マニ」とは、「加羅」の意味である。
- (45) 「民主化への道」第一一號(八五年一月)、一一〇。
- (46) 「マル」第六号(八六年五月)、四五ページ。
- (47) 前掲書、六二二ページ。
- (48) 全斗煥自身は、その直前に行つた訪欧の経験から、政治勢力と不純容共勢力とを分離し、民主主義を定着させるためには、大統領直選制よりも、議院内閣制のほうが適していると判断したためであると主張している。金聲翊(キム・ソンイク)「全斗煥肉声証言」(カウル: 朝鮮日報社、一九九一年)、六〇ページ。
- (49) 八五年九月の時点における世論調査によれば、六三・〇%が大統領直選制を支持していたのに対して、内閣責任制改憲は、

- わずか、六・一%の支持しかなく、現行憲法下での大統領間接選舉制に対する支持二三・八%よりも、低かった。「マル」第九号(八六年一一月)、一〇ページ。ただし、八七年五月の時点の調査によれば、大統領直選制(四一・一%)、議院内閣制(二五・六%)、混合形態(一六・一%)という支持度が示されている。ソウル大学社会科学研究所「韓国の中産層——転換期の韓国社会調査資料集」(ソウル：韓国日報社、一九八七年)、六六ページ。
- (50) 金聲翊、前掲書、一六〇ページ。
- (51) 韓国基督教社会問題研究院「基社聯レポート－1」(ソウル：民衆社、一九八七年六月)、一八ページ。やつに、」の李敏雨構想は、アメリカ政府が発信源であるといつて説も有力である。「マル」第一〇号(八七年三月)、六ページ。
- (52) 韓国基督教社会問題研究院編「'87韓国政治事情」別冊、声明書集(ソウル：民衆社、一九八八年)、九一一ページ。
- (53) 金聲翊、前掲書、一四九ページ。
- (54) 「民主化への道」一一号(八六年一月)、一一一ページ。
- (55) カン・シンチヨル他、前掲書、一四三—一五二ページ。
- (56) 「民主化への道」一六号(八七年五月)、一五ページ。
- (57) 「保守大連合」構想に対する野党の態度は、民主化運動勢力の目からは、必ずしも明確ではなかつたようである。とくに内閣制改憲に反対の姿勢を示したが、今後の闘争方針に関する原則として、「非暴力、非容共、非反米」を主張した。「マル」一〇号(八七年三月)、七ページ。
- (58) 虞泰愚が、全斗煥と陸士同期生であり、同僚関係であったのに対して、張世東は、全斗煥の後輩で腹心の部下にあたり、は張世東を後継者に指名するのではないかという観測が根強く残っていた。
- (59) 以上の経過は、韓国基督教社会問題研究院編「'87韓国政治事情」(ソウル：民衆社、一九八八年)、一五一九三ページ。
- (60) 韓国基督教社会問題研究院「基社聯レポート－1：六月民主化大闘争」(ソウル：民衆社、一九八七年七月)、七一一页。
- (61) ただし、この所謂「六・一九宣言」について、虞泰愚の主導によるものではなく、全斗煥が主導したものであるし、全斗煥の公報秘書官であった金聲翊は、主張している。」の主張の根拠は、少なくとも全斗煥の発言内容だけからは明確ではないが、もし、この主張が正しいとすれば、民主化への移行に関する従来の解釈、とくに権威主義体制内部での穩健派と強硬派との区分は再検討をしなければならないであろう。金聲翊の主張内容に関しては、金聲翊、前掲書、四二三—四五五ページ参照。ソン・ギョンニンは、この金聲翊の主張を根拠に、少なくとも八七年六月一九日までは権威主義体制内部における強硬派と穩健派との明確な区別は存在せず、権威主義体制は一枚岩であったと主張することにより、イム・ヒョクベクの戦略的選択理論による分析を批判する。ソン・ギョンニン、前掲論文。
- (62) 「六月民主化闘争」の一連の展開については、「基社聯レポート－1：六月民主化大闘争」を参照。
- (63) 「基社聯レポート－1」五八一六八ページ。
- (64) 「基社聯レポート－1：六月民主化大闘争」七八ページ。
- (65) この六月民主化闘争の主体分析に関しては、同上書、八八一九一ページを参照。
- (66) 学生運動を中心とする急進的な運動が、韓国における民主化過程にとって阻害要因となるところ主張に関しては、Han, Sung-Joo, "South Korea: Politics in Transition," in Diamond, Larry, Linz, and Lipset, eds., *Democracy in Developing Countries*, vol. 3: Asia, p. 301 を参照。
- (67) ともに、ソウル大学社会科学研究所が実施した三一〇の国民意識調査を参考にした。七九年の国民意識に関しては、七九年一月に実施された「八〇年代を展望する韓国人の意識構造調査研究」の結果が、以下の文献で整理されている。崔明(チミョン)ほか編「社会調査一〇年：一九七九—一九八八」(ソウル：ソウル大学出版部、一九八九年)、一九一—一三四頁。『東亜日報』一九八〇年一月一日、四日、五日、七日。八七年前後の国民意識に関しては、八六年一一月と八七年五月に実施された二つの国民意識調査「転換期の韓国社会—国民意識調査」の結果が、以下の文献で紹介されている。ソウル大学社会科学研究所「転換期の韓国社会—国民意識調査資料集」(ソウル：韓国日報社、一九八七年)。ソウル大学社会科学研究所「韓国日報創刊三三周年特別企画——韓国の中産層—転換期の韓国社会調査資料集」(ソウル：韓国日報社、一九八七年)。
- (68) 李昇宰(イ・ホジュ)ほか共著「韓国人の平和意識と統一観」(ソウル：法文社、一九八九年)、五三ページ。
- (69) 東亜日報、一九八〇年六月一日、六月三日。朝鮮日報、一九八〇年六月四日。

(70) 「内政干渉と友情のこもった忠告の境界線——六月政局における米国役割」[基社聯レポート一二・六月民主化大闘争]一九一五七ページ。

(71) 以上のシグール、およびソラーズの演説内容とそれに対する分析に関しては、「シグール次官補「過渡期の韓国政治」演説全文」「週刊朝鮮」九三五号、一九八七年一月、一八一一二ページ。[基社聯レポート一二・六月民主化大闘争]参照。

(72) 全斗煥大統領は、学生運動の目的は、現政府を打倒した後、野党勢力も打倒しようとする共産戦略であり、北朝鮮の指令でオリンピックの開催を妨害しているという認識を持っていた。そして、六月一四日には、必ずしも積極的ではないが、警察力を鎮圧できないならば、軍の投入という強硬措置、超憲法措置もやむを得ないと判断した。そして、一九日には、軍の出動を実際に準備した。金聲翊、前掲書、三九一ページ、三九四～三九九ページ、四一八一四二一ページ。

(73) 八〇年の光州事態において、アメリカ政府、韓国軍部ともに北朝鮮の南侵可能性に言及したのとは対照的である。李三星、前掲書、四一ページ。

(74) 以上のアメリカ政府の対応に関しては、「内政干渉と友情のこもった忠告の境界線——六月政局における米国役割」を参照。

(75) 「基社聯レポート一二・六月民主化大闘争」五六ページ。

(76) しかも、こうした対米認識は、何も狭い範囲の所謂「運動團」に限られていたわけではなかった。八七年における国民意識調査によれば、「韓国は経済面で対外的に従属している」という意見に同意する人が、全体の七五%を占め、中産層に限れば、その割合は八〇%になる。また、「韓国は政治面で他国に影響を多く受ける」という意見に対しても、全体の八七%が同意し、中産層に限れば、九四%にもなる。さらに、「アメリカは韓国の政治発展よりも自国の利益により関心があるか」という質問に対して、九〇%が同意をしているし、六六%の人は、「韓国の民主化に対してアメリカが論評することは望ましくない」と答えている。

(77) 韓国基督教社会問題研究院は、いち早くフィリピンの民主化に対する分析を研究レポートにまとめている。[韓国基督教社会問題研究院編「フィリピン一月革命—マルコス独裁政権の崩壊と民族民主運動」(ソウル：民衆社、一九八七年)参照。

(78) 例えば、「マル」誌は、八六年三月号と五月号で、それぞれ「第三世界の民衆運動とアメリカ」「民衆とアメリカ」という特集号を組み、アメリカの対第三世界外交を批判的に分析している。

(79) この一連の労働運動の高揚に関しては、韓国基督教社会問題研究院「基社聯レポート三・七一八月労働者大衆闘争」(ソウル：民衆社、一九八七年九月)を参照。また、六月民主化大闘争と七・八月労働者大闘争との関係に関しては、以下の指摘が的を射ている。「手続き的民主化が独裁と民主の対立形態を帯びて爆発したのが六月抗争の本質であるとすれば、実質的民主化が発展のイデオロギーに対する挑戦形態として表れたのが、一九八七年に全国的に同時に爆発した激烈な七・八月労働者大闘争の本質である。」崔章集「韓国現代政治の構造と変化」(ソウル：カチ、一九八九年)、一五七ページ。

(80) 崔章集「民主化政治連合の形成と分解過程」「韓国現代政治の構造と変化」二九一一三一〇ページ。

(81) この全民聯結成に関しては、民主化運動青年聯合「全民聯の旗の下に統一を、团结を」「一九八九年、参照。

(82) 経済正義市民聯合(經正聯)の具体的な活動については、機關誌「經濟正義」を参照。

(83) 両者の関係については、以下の論文を参照。チヨン・テソク前掲論文、ベク・ウキン「市民的改革運動に対する批判的評議——進歩的市民運動の活性化のために」[学術団体協議会編、前掲書(注3)、一七七一一一ページ、二二一一三九ページ。

ハングル表記の人名、書名、出版社名については、基本的には、人名、出版社名等の固有名詞についてはその音をカタカナで表記し、書名については筆者の責任で日本語に翻訳した。ただし、「創作と批評社(チャンジャク・クア・ビビョン社)」に関しては、日本でもよく知られていると思われるので翻訳した表記を記した。

and Smith, D., *Protest and Survive*, London: Penguin, 1982.

(87) 次の参照やべ。 "The END appeal," reprinted in *Protest and Survive*, London: Merlin, 1985.

(88) 「丸木・井上・大久保の『アーバン・アート』の動画」(岩波書店), 「日本占領の研究」(共編, 東京大学出版会)

Without Weapons, London: Pinter, 1974.

(89) Hall, B. Welling, "Anti-Nuclear Peace Movement: Toward an Evaluation of Effectiveness," *Alternatives*, Vol. IX, No. 4, Spring 1984; Overy, Bob, *How Effective Are Peace Movements?* revised ed., London/New York: Housmans & Beacon, 1982.

(90) DeBenedetti, Charles, "On the Significance of Citizen Peace Activism: America 1961-1975," *Peace and Change*, IX, Summer 1983.

(91) Galtung, Johan, "Scientists and the Peace Movement: Some Notes on the Relationship," *Bulletin of Peace Proposals* 17(1), 1986; Finger, M., "European Values after the Euromissile Crisis," in Vilho Harle(ed.), *European Values in International Relations*, London: Pinter, 1990.

(92) Cohn, Carol, "Nuclear Language," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Summer 1987; Luckham, R., "Arment Culture," *Alternatives*, Vol. X, No. 1, Summer 1984.

(93) Alger and Mendlovitz, *op. cit.* 参照やべ。

(94) 長の参照やべ。 Boulding, E., "Image and Action in Peace Building," *Journal of Social Issues*, 1988.

(95) Kodama, Katsuya, "Comparative Study on the Peace Movements in Japan, Denmark and Finland," in Kodama, Katsuya and Vesa, Unio(ed.s.), *Towards a Comparative Analysis of Peace Movements*, Aldershot: Dartmouth Pub., 1990.

[幅原伸生]

世界政治の構造変動 4 市民運動

定価 3400 円(本体 3301 円)

1995年1月13日 第1刷発行

編者 坂本義和

発行者 安江良介

発行所 株式会社 岩波書店

〒101-02 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

電話 案内 03-5210-4000

印刷・理想社 カバー・半七印刷 製本・桂川製本

© Yoshikazu Sakamoto 1995
ISBN4-00-003850-8 Printed in Japan

〔R〕日本複写権センター委託出版物 本書の無断複写は、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書からの複写は、日本複写権センター(03-3401-2382)の許諾を得て下さい。

——世界政治の構造変動(全四巻)——

◆坂本義和編

◇第1巻 世界秩序

- I 世界秩序の構造変動／坂本義和
- II 西欧国家システムの再検討／R. フォーク
- III 1914年7月危機／高橋進
- IV 帝国と民主主義／中村研一
- V 「秩序としての社会主義」の終焉／下斗米伸夫

◇第2巻 国 家

- I 現代の革命／和田春樹
- II 内政と外交／五十嵐武士
- III 國際統合／鴨武彦
- IV ポスト・ナショナルな社会空間の誕生／梶田孝道
- V 國際機構と民主主義／最上敏樹
- VI 社会勢力、國家、世界秩序／R. W. コックス
- VII 戦後日本の国家意識／石田雄

◇第3巻 発 展

- I 工業化と政治変動／藤原帰一
- II 多国籍企業と経済変動／末廣昭
- III 農民革命の政治社会学／加納啓良
- IV 日常型の抵抗／J. C. スコット
- V 「暴力について」再考／竹中千春
- VI 文化・抵抗・開発／A. ナンディ
- VII 明治日本の「立国」過程(1871-81)／坂野潤治

◇第4巻 市民運動

- I 二十世紀における女性運動と社会変革／E. ボールディング
- II <グローバル・フェミニズム>と途上国女性の運動／伊藤るり
- III エコロジー運動の成立とその展開／石弘之
- IV ラテンアメリカの社会運動と新しい政治文化／大串和雄
- V 韓国の民主化運動／木宮正史
- VI 平和運動——欧米での変動過程／N. ヤング

岩波書店刊